

ZUTTOあんしん事業 参加規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（以下、「当会」という。）の会員が、その顧客（以下、「OB顧客」という。）を生涯にわたってサポートする事業（以下、「ZUTTOあんしん事業」又は「本事業」という。）に参加するにあたり、その遵守すべき義務、会費等の取り扱いについて定める。

(本事業の目的)

第2条 ZUTTOあんしん事業におけるOB顧客に対する生涯にわたるサポートとは、DM等を通じ、床下工事・外壁工事等の定期点検を提案し、その他のリフォーム工事も含めて資産価値の維持向上を図ることをいい、本事業は、これをもって当会会員の収益向上に資することを目的とする。

なお、床下工事については、株式会社シーエムシー一級建築士事務所（以下、「CMC」という。）、外壁工事については、株式会社プロタイムズ・ジャパン（以下、「プロタイムズ・ジャパン」という。）との業務提携契約に基づき、それぞれが指定する会員企業が工事を施工することを原則とするが、受注した現場の商圈内に会員企業が存しない場合は、本事業の実施に必要な研修を受けた当会会員企業（以下、「提携企業」という。）が施工するものとする。

(本事業の内容)

第3条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 当会は、当会会員がDM送付の同意を得たOB顧客に対する営業活動においてDMの利用を希望するときは、DM代行業者への発注への取次を行うほか、当該活動によって床下点検・外壁点検の申し込みを受けたときは、その顧客情報を当会会員及びCMC、プロタイムズ・ジャパン若しくは提携企業に提供するものとする。
 - (2) 当会会員は、当会を通じてOB顧客等からの床下点検・外壁点検の申し込みを受けたときは、CMC、プロタイムズ・ジャパン若しくは提携企業と連絡を取り、床下点検並びに外壁点検を実施するものとする。
 - (3) 当会並びに当会会員は、専用の顧客管理システムを利用して、CMC会員、プロタイムズ・ジャパン若しくは提携企業が実施した点検情報を共有するものとする。
 - (4) 当会は、当会会員に対して、本事業の実施に必要な研修等を行い、その品質維持に努めるほか、CMC、プロタイムズ・ジャパンに対し、その会員の品質維持に努めるよう求めるものとする。
 - (5) 当会会員は、提携企業に対して責任をもって本事業の実施に必要な研修等を行い、その品質維持に努め、当会にその内容を報告するものとする。
- 2 ZUTTOあんしん事業において当会会員が関わるDM送付、点検、請負契約、工事に起因する一切の責任は当会会員において負担するものとし、当会は顧客との金銭的トラブルや個人情報取扱いに関するトラブル、または当会会員と協業するCMC又はプロタイムズ・ジャパンの会員企業、提携企業に関するトラブル等、その他一切の責任を負わないものとする。
- 3 当会会員は、本事業に属する業務につき、CMC又はプロタイムズ・ジャパンの会員企業と直接取引することは出来ないものとする。(但し当会に入会前から取引がある場合は除く)

(本事業への参加)

第4条 当会の会員が、本事業に参加するには、当会所定の様式による申し込みをしなければならないものとする。

- 2 参加者は、次年度以降も本事業に参加することを希望する場合は、その期間満了の1ヶ月前までに更新申請をしなければならないものとする。

(会費等)

第5条 本事業に参加する者は、毎年度4月1日から3月31日までの年会費として金15,000円を支払うものとする。

- 2 年度途中で入会する者の初年度の年会費は月割りで算出するものとする
- 3 参加者は、毎年2月末日までに翌年度の会費を支払うものとする
- 4 第3条(1)に定めるDM作成・発送委託料については別途定めるものとする。

(参加基準)

第6条 本事業に参加しようとする者は、本参加規則に従うことを承諾のうえ、参加を申請するものとする。

- 2 参加申請は、別途定める申込書に必要事項を記入し、これに第5条に定める年会費を添えて提出するものとする。
- 3 申請者が以下のいずれかに該当する場合は、その参加を承認しないものとする。
 - (1) 参加申請書に事実と異なる内容があるとき
 - (2) 本参加規則への同意の事実を確認出来ないとき
 - (3) 当会の趣旨に反する活動を行っている個人又は団体からの申請であるとき

(研修の実施)

第7条 当会が本事業の発展に資するための研修を実施した場合、参加者はこれを受講しなければ更新申請を行うことができないものとする。

(脱退)

第8条 参加者が本事業から脱退するときは、脱退の30日前までに、別途定める書式にて脱退届出書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

- 3 会員が死亡又は解散したときは、本事業から脱退したものとみなす。この場合は、前項の脱退届出書の提出を要しないものとする。

(参加資格の剥奪)

第9条 当会は、参加者が次のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加資格を剥奪することができる。

- (1) 当会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 他の参加者の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害したとき
- (3) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他、当会が参加者として不適切と判断したとき
- (5) 当会を退会したとき

第10条 本規則の改正は理事会の決議による。